

3. 返戻の対応方法についてのQ & A

Q1 市町村の認定情報が未登録(受給者情報)(P0エラー)で、返戻一覧表に利用者の名前がなく、理由がわからないのですが。

A1 利用者の介護保険被保険者証の「保険者番号」と「被保険者番号」を確認してください。誤りがあれば正しい番号で再請求してください。誤りがなければ保険者へ確認してください。

Q2 市町村の認定変更が未決定(PAエラー)とは何ですか？

A2 利用者が要介護区分の変更を申請しています。まだ新しい区分が確定していないため発生します。確定後に再提出してください。誤りがなければ保険者へ確認してください。

Q3 認定有効期間外の被保険者(PDエラー)とは何ですか？

A3 保険者から本会に提供されている受給者台帳(利用者台帳)の「認定有効期間」と不一致のためです。介護保険被保険者証を確認し、誤りがなければ保険者へ確認してください。

Q4 受給者台帳記載項目不一致(QTエラー)とありますが、「性別」に誤りがないのですが。

A4 QTエラーは「性別」の不一致だけでなく、「生年月日」に誤りがあった場合にも発生します。利用者の介護保険被保険者証の「生年月日」と「性別」どおり正しく記載されているか確認して再提出して下さい。(生年月日の年号に注意)

Q5 以前提出した給付管理票の単位数に誤りがあったのもう一度提出したが、過去に同じ給付管理票(新規)を提出済(NJエラー)で返戻になったのですが。

A5 この場合「修正」で提出しなければなりません。決定になった給付管理票の内容を変更する場合は「修正」になり、新規は受け付けられません。

Q6 給付管理票を提出したが、不備があって返戻になりました。その後、再提出をしましたが、給付管理票の作成区分新規での提出が必要(N9エラー)の返戻となりました。なぜでしょうか。

A6 「修正」で給付管理票が提出されています。この場合、「新規」での提出が必要です。

Q7 市町村の認定情報と不一致(支援事業所) (P4エラー) と 市町村の認定情報と不一致(作成区分) (P5エラー) が返戻一覧表に記載があります。返戻理由と処理方法を教えてほしいのですが。

A7 返戻理由は、保険者から本会に提出されている受給者台帳(利用者台帳)に居宅計画作成区分及び支援事業所番号が登録されていないためです。保険者へ届出が済んでいる場合は、登録漏れの可能性がありますので、保険者へ確認してください。

Q8 過去に同じ請求明細書を提出済 (N4エラー) が返戻一覧表に記載がありますが返戻理由がわかりません。

A8 既に決定済みである請求明細書が再度提出されています。

例えば、

- ・ 前月分請求済の請求データを再度伝送してしまった。
- ・ 介護保険審査増減単位数通知書に記載のある明細書を提出してしまった。
- ・ 給付管理票の修正のみ提出すべきところ、サービス計画費の提出してしまった。

などがあります。誤って請求明細書を請求してしまった場合は何もする必要はありません。

ただし、決定済みの請求明細書を訂正する場合は、該当保険者に取り下げ(過誤申立)依頼をし、過誤決定通知書確認後、再請求してください。(詳細は過誤申立てについてをご覧ください。)

Q9 利用者負担額等の総額が再計算値を超過 (S0エラー)・記載された値が計算値を超過 (SAエラー) が返戻一覧表に記載がありますが、請求額集計欄の金額計算に誤りはないのですが。

A9 S0・SAエラーは請求額集計欄の金額計算誤りだけでなく、例えば、

- ・ 給付費明細欄のサービスコードに対する単位数の誤り。
- ・ 給付費明細欄の回数と単位数の掛け算誤り。
- ・ 公費のある明細書での記載もれ。

などがあります。計算誤りだけでなく、記載誤りのある項目を確認のうえ再請求してください。

Q10 必須項目が未設定 (B0エラー) とは何ですか？

A10 保険者番号や被保険者番号、サービス提供年月等の必須項目の記載もれです。特に紙(帳票)の明細書で多く見られ、記載もれのある項目を確認のうえ再請求してください。

Q11 サービス内容と要介護度不一致（QFエラー）とありますが、要介護度の設定に誤りはないのですが。

A11 受給者の要介護度状態区分では、算定不可能なサービスコードにて、請求されていますので、介護保険被保険者証の要介護状態区分、サービスコードに誤りがないか確認のうえ再請求してください。

Q12 摘要欄は必須項目です（QRエラー）とありますが、何を設定するのでしょうか？

A12 サービス内容によって摘要欄に記載必要な事項があります。例えば

- ・ 身体介護の4時間以上の所要時間。
- ・ 居宅療養管理指導の算定日。
- ・ 多床室のサービスコードの適用理由番号

などがあります。詳細は厚生労働省通知の記載要領記載事項に従い、摘要欄に記入のうえ、再請求してください。

Q13 市町村の特定入所者認定と相違（PCエラー）が返戻一覧表に記載がありますが、返戻理由がわかりません。

A13 保険者から本会に提供されている受給者台帳(利用者台帳)の食事・居住費の負担限度額不一致のためです。介護保険負担限度額認定証を確認し、誤りがなければ保険者へ確認してください。

Q14 無効な証記載保険者番号（Q7エラー）とは何ですか？

A14 札幌市内の区をまたいでの転居、又は各広域連合内での転居されている利用者で、転居前の保険者番号で請求明細書を提出しているためです。月末時点での介護保険被保険者証を確認し、誤りがなければ保険者へ確認してください。